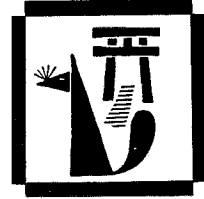


No. 45
1991年 冬季号

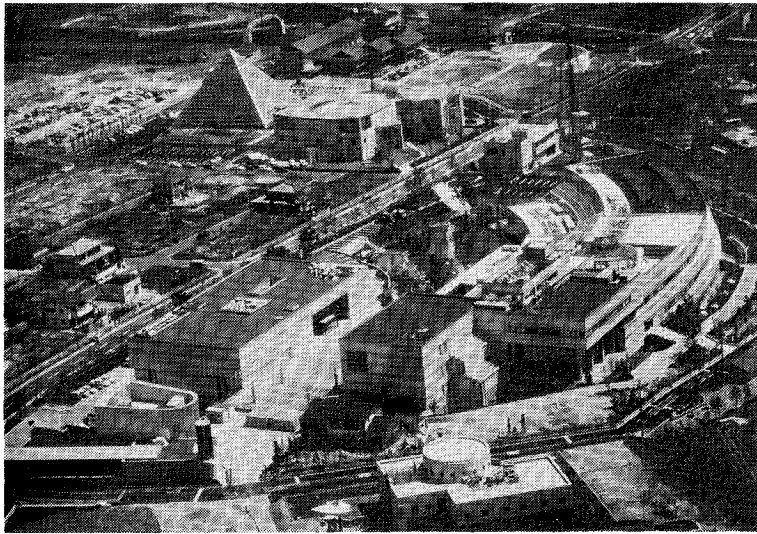
診断京都

(題字 橋口会長筆)



このパンフは(社)中小企業診断協会京都支部が発行しております

京都経済新地区



ハイタッチ・リサーチパーク

京都府の最南端「けいはんな学研都市」の一角に90年秋出現した。7.1万平方メートルの敷地に10社が研究所を設置、今年末にはさらに3社が建設する。技術と感性、物質文明と精神文明、機械と人間の融合を図ろうという現代的な試みが関心を呼んで、見学者は後を絶たない。

目次

〈京都経済新地区〉	ハイタッチ・リサーチパーク	(1)
〈巻頭言〉	1991年の初頭に檄す!	(2)
〈資料〉	中小企業診断士に関する意識調査	(3)~(4)
〈インタビュー〉	小堀脩・京都府商工部長	(5)~(6)
〈論文〉	一人会社	(7)~(8)
〈報吉〉	ハイタッチ・リサーチパーク見学記	(9)
〈京都支部だより〉		(10)
〈会員のページ〉		(11)
〈企業のページ〉		(12)



中小企業診断士マーク

☆社団法人中小企業診断協会京都支部は、中小企業診断士で作っている団体で、京都府内の各分野で活躍している約100名の診断士が加入しています。

☆中小企業診断士は、中小企業のマネジメント・コンサルタントとして通産大臣が認定し登録した唯一の国家資格です。診断士が行う企業診断は、経営活動の実態評価や、長期的視野に立った戦略計画の立案・指導を行うなどのほか、行政機関などと提携して地域産業振興にも尽力しています。

巻頭言



1991年の初頭に^{げき}檄す！

副支部長 片岡憲男

年頭に当たり慶賀の言の葉とともに、皆様方のご健勝とご多幸とに対し、心からお慶び申し上げます。ソ同盟ゴルバチョフ大統領によって提唱され、その引き金が引かれたペレストロイカと新思考外交とは、世界に連鎖反応して新しい国際的秩序づくりを動機づけ、そこには軍事力やイデオロギーによって、世界にプレゼンスを確立する時代が終焉したことを明らかにしております。ヨーロッパに於ては経済的国境を取り払い、経営資源の移動を自由にして、人間の幸福と利便さのために、来年を目標に統一市場づくりが着々と進んでおります。東欧や欧州ロシアも自由と平等とを原則とした近代化が進められ、「欧州共同の家」と称する欧州経済ブロック形成への躍動をひしひしと感じます。さらに、ソ同盟と韓国、中国と韓国、シンガポールと中国が相次いで国交を回復し、日本もまた北朝鮮との国交の回復に積極的な取組みを始め、歴史は人類始って以来の地球的なビッグバンを目前に控えております。

中小企業診断士は当然のことながら、企業経営者はこの地球経済規模的な地殻変動の実態を、的確にキャッチするためのアンテナを張り巡らして情報を積極的に蒐集し、「人間に利便さと幸福とを与える」ための、戦略と戦術とを策定し実行することが必要です。地球経済規模的な地殻変動が続いていく中で、その役割を担う職業的専門家として、中小企業診断士が位置付けられるとすれば、その社会的役割と責任とは大きく、かつ重いものであることが考えられます。これから社会では「コンサルティングの業務が大変重視されてくる」と考えられ、その業務を担う「中小企業診断士は企業の医者である」と、柳原京都産業大教授は喝破されております。そこで、中小企業診断士の「法的ルーツ」と、「職業上の職務と責任」——ひいては「法律上の権利と義務」とについて考察し、制度上の整備の必要性について敷衍させていただきます。

第1、「法定ルーツ」について。中小企業診断士の法的ルーツは、「中小企業指導法」(昭38年7月15日法律第147号)第1条(目的)及び第6条第2項(基準の作成等)並びに「中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令」第4条(診断を担当する者の資格)にこれを見出すことが出来ます。要約すれば、中小企業診断士の法的ルーツは、国、都道府県等及び中小企業事業団が行う中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進するための「補助的機関として位置付け」しているということであり、他の職業的専門家のように「職業立法に基づくそれではない」ということです。

第2、「職業上の職務の任命と責任」について。上述のとおり、職業立法に基づく法制度としての「中小企業診断士制度」ではないために、「その職務上の使命と責任及び業務の内容並びに権利と義務」とが明定されておられません。わずかに上述の省令第2条において、「秘密の保持」に関する倫理的規定が見出されるのみで、時代の大きい変革と社会的な要請と、需要の著しい増加とに対して、余りにも時代的偏差を痛感するものです。他の職業的専門家と同様に、「他人からの委嘱によって業務を行う」ものであるため、殊更に「職業上の使命と責任」とは、委嘱者及び受託者双方にとって極めて重要な要素でありながら、これが法制上何ら整備されていないことが問題です。診断業務は単なる個人の利益追求だけを主眼として営まれるものではなく、公共に対する奉仕の精神をもち、同じ目的を追求する人間集団として存在する「診断士制度」であるべきです。

経済社会の発展と国際化が著しい今日、職業的専門家として自他共に認めておりながら、上述のとおり不毛にも等しい法的構築について、時代即応的なリストラクチャーリングを喝望するものです。中小企業診断士は学問と密着した職業であって、単なる個人の利益追求だけを主眼として営まれるものではなく、公共に対する奉仕の精神をもち、同じ目的を追求する人間集団として存在する「診断士制度」であるべきです。

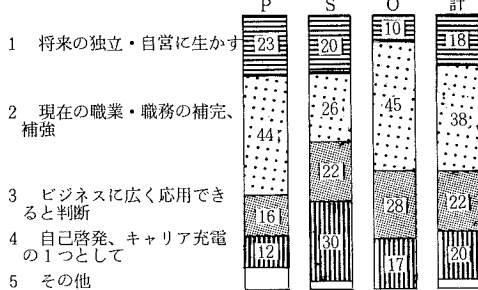
資料

中小企業診断士に関する意識調査

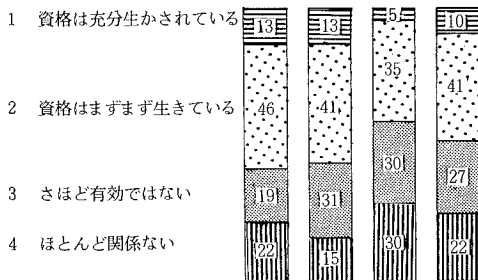
中小企業診断協会京都支部は90年8月7日実施した登録更新研修会の席上、標記の調査を行った。会員、非会員のホンネを聞いて支部活動に役立てるのが目的で、出席者93人全員の回答を得た。内訳は、会員で自営者(P)が26人。会員で会社勤務者(S)が45人、非会員(O)が22人。

〔全員に〕

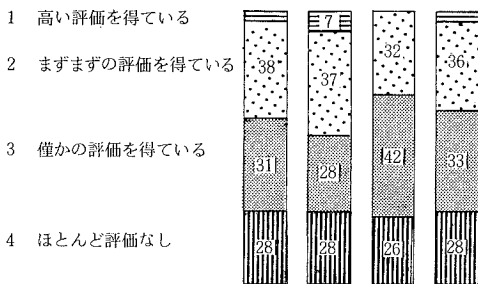
1. 診断士資格の取得動機は何でしたか？



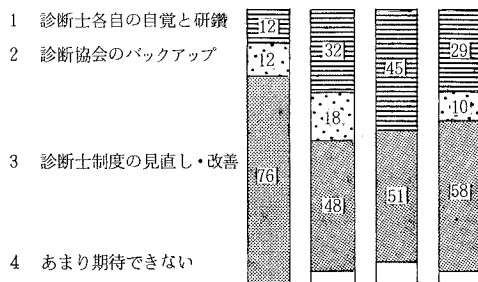
2. 診断士資格と現在の職業・職務との関連は？



3. 診断士資格と職業・職務上の第三者の評価は？

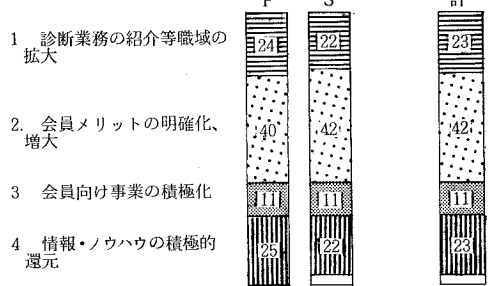


4. 診断士が社会的、経済的評価を得る最も良い方法は？

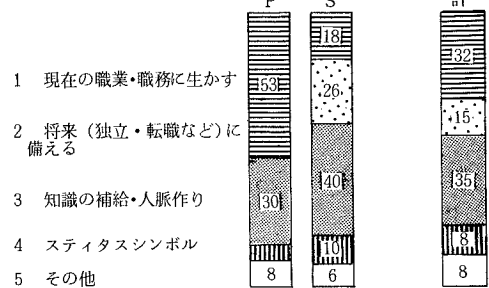


〔会員に〕

6. 診断協会に最も望むことは？

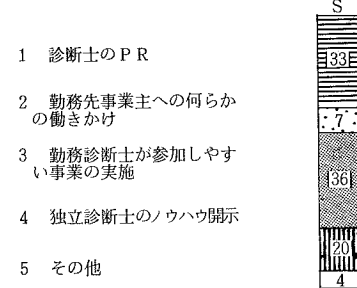


5. 現在会員となっている理由は？

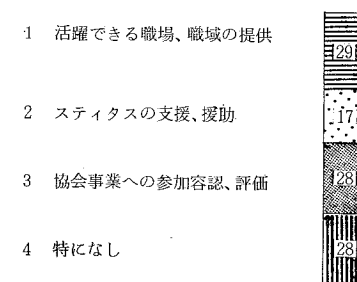


〔勤務者会員に〕

7. 勤務診断士として診断協会に特に注文しておきたいことは？



8. 勤務診断士として所属企業に特に希望することは？



(4) 診断京都

[非会員に]

9. 現在会員とならない最も大きな理由は？

- 1 仕事の関係でゆとりが無い
- 2 会員となるメリットが少ない
- 3 会費が相対的に高い
- 4 特に理由はない
- 5 その他



6 割近くが制度改革望む

診断士資格の取得動機は、職業として自立するためとした者がP23%, S20%, O10%と低く、P, Oの半数近くが現在の職業の補強、補完のために取得している。Sは3人に1人が自己啓発の手段と考えている点が注目される。

診断士資格と現在の職業、職務の関連については、充分生かされている、まずまず生かされているとする肯定的回答と、さほど有効でない、ほとんど関係ないと否定的に受け止めている人が相い半ばしている。その中でも、Pが資格を生かしている人が多いのは当然としても、Oの60%が資格を生かし切れていないのが分る。せっかくの資格を生かすには、まず支部に加入することではないか。

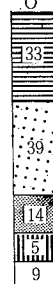
診断士資格が第三者からどう評価されているかの判断では、P, S, Oとも、ほとんど評価されていないとする人は3分の1弱。70%は評価されているとしているが、その程度はまちまち。回答者の日常活動の差が回答に出たといえる。

会員が切望している社会的、経済的評価の向上策については、6割近くが診断士制度の見直し、改善を要望している。特に生活が直結しているPにおいて制度の不備を指摘する声が強く、Sとともに診断協会のバックアップ体制の確立を望む意見も多かった。一方、SとOには自分の力を直視してか、自覚と研さんが必要という人もかなりいた。

次に会員を対象に協会（支部）に加入している理由を聞いたところ、Pでは現在の仕事に生かすための半数以上いた。これに対し、Sは知識の補給、人脈作りといった目的が多

10. 会員となっていたための最も大切な条件は？

- 1 診断士の社会的評価が高まること
- 2 協会事業参加等の有用性が会費負担を上回ること
- 3 情報交換・人脈作りに有効と判断できること
- 4 協会活動がもっと具体的に伝わること
- 5 その他



かったが、将来に備えるという人も多く、加入目的は多様化している。

では、この協会に何を期待しているか。P, Sとも40%の人が加入したことによるメリットの増大を望んでいる。もっとも、メリットといってもその中身ははっきりしないが、診断業務の紹介や情報、ノウハウの還元といった方策を望む答えも多く、会員多数は直接業務の拡大に結びつく業務の推進を求めているといえる。

さらに、会員の中でSに対して協会への要望を聞いたところ、参加しやすい事業の実施と診断士のPRをそれぞれ3分の1強の人が求めている。また、Pに対し、診断ノウハウの開示を希望する人が5人に1人いることは見落とせない。

Sの所属企業への注文は回答がばらけた。企業の受け入れ事情を反映しているといえよう。

会員増強運動を展開している協会（支部）にとって、Oの考えは最も知りたい情報の一つ。そこで、協会に入らない最大の理由をたまたしたところ、55%が会費が相対的に高いと答えた。会費に見合うだけのメリットが少ないというわけか。次いで、25%が仕事の関係でゆとりが無いとしている。

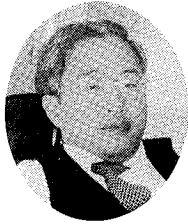
だから、協会加入の条件整備については、協会事業参加の有用性が会費負担を上回る、逆にいえば、会費以上のメリットがある事業展開が行われること、とした人が39%あったのはうなづける。診断士の社会的評価が高まることを要件にした人も33%あった。情報交換、人脈作りに有効と判断できる14%、協会活動が具体的に伝わる5%、は協会のPRの必要性を指摘したものと受け止めたい。

(F)

インタビュー

京都府商工部長 小堀 脩氏

「今は戦後第2の創業者時代」



1938年京都市生まれ、52歳。60年同志社大経済学部卒業。総理府行政管理庁事務官、臨時行政調査会調査員などを経て65年京都府商工部勤務。90年7月商工部長就任。

—京都の中小企業の現況をどう見ておられますか。

小堀 京都の企業は奥深い情報をたくさん持っている。安定した時代にあって、花開く場面をいろいろ提案しており、着実に成長している。ただ、気掛かりな点は①原油価格の上昇とこれに伴う原料資材の高騰 ②大店法の規制緩和が小売業界の需給バランスを崩さないかという点 ③それに人手不足がサービス業や建設業、伝統産業界に深刻な影響を与えている点だ。

—業種別、地域別ではどうですか。

小堀 業種別では着物産業に関係する染色業の低迷が心配だ。伸びる条件が見当たらない。構造改善に取り組まねばならない。

地域問題は、昨年1月府が発表した第4次総合開発計画の中で地域格差の解消を最大の眼目にしている。ここでは府域を4つに分け、それぞれの地域の特色を生かした開発を志向している。

—小堀商工行政の基本的な考え方を教えてください。

小堀 現在は戦後第2の創業者時代と受け止めている。産業界はこぞって創業者精神を高めて行ってほしい。京都には伝統産業が健在だが、この業界でも変わるものと変わらざるものを区別し、変わるものには大胆に創業者魂を発揮してほしい。

また、京都の企業は進取の気風に富み、従来から先端技術の導入に取り組んできた。今後はより一層積極果敢にハイテクの活用を図るべきだ。ハイテクによる産業振興は京都の宿命と考えている。

産業デザイン振興を

さらに、デザインの重要性も見落とせない。感性はあっても伝統的デザインだけでは競争に勝てない。ハイテクを使いこなす産業デザインを京都の産業界あげて導入していかねばならない。全国的視野に立ち、各業界が融合化の実を挙げながらデザイン政策を確立していける拠点施設が提案されなければならない。行政も当然、お手伝いさせてもらう。

—融合化の話が出ましたが、京都では異業種交流が早くから活発です。

小堀 異業種交流はもとより重要だが、私はその為にもまず産業別の業界振興をしっかりしておかねばならないと思っている。業界の指導的役割を果たしている組合と連携し、近代化ビジョンを描いて新しい施策を打ち出していきたい。

—関西学研都市に出現した「ハイタッチ・リサーチパーク」が人気を集めています。

小堀 昭和58年7月、当時副知事だった荒巻知事が、この仕事は面白そうだ。京都の産業界は力量があるので、こうしたむつかしいコンセプトでも経営戦略の中に取り込んで行

(6) 診断京都

けるとして、調査費計上を認められたのが始まりだ。

—でも、その端緒は小堀さんがつけられたのですね。

小堀 確かに最初に情報を提供したのは私だが、トップの理解が大きかった。

—発想の根源は何だったのですか。

小堀 京都の伝統産業の在り方、将来展望を考えている際、業界の外から、あるいは周辺から眺めるとどう見えるかと評価測定していて興味ある現象に気付いた。それは貨物屋の業界、現代風にいうとディスプレイの業界が10年以上も連続して2ケタの成長をしていることだった。しかも、電気、電子、自動車、医薬品、ファッションといった先端産業の業界を相手に売上を伸ばしている。染色とのかかわりの中で磨いてきた美的感覚を全国マーケットで結実させているという事実。地場産業と先端産業の融合化の典型例を数多く知ってから、都市型ファッション企業の集団化構想へと夢がふくらみ、「ハイタッチ産業研究会」をつくったのがきっかけだ。

—そうした種まきが実って見事に大輪の花を咲かせましたね。

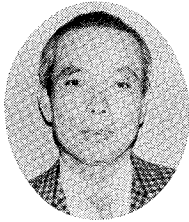
小堀 参加した企業がみんな素晴らしい感性を持っていた。個別企業ではできないコンセプトをみんなで研究しよう、ここまで来ればインダストリアル・パークをつくろうと発展してきた。現在は参加企業同士の共同事業はないが、今後は毎年1つか2つの新しい会社、組合が生れてくるのではないかと期待している。なぜなら企業発展のエネルギーはバランスを破壊するところから生れてくる。参加13企業の間には足並みをそろえたバランスはなく、研究施設は思い思いにつくっている。この矛盾の中から新たな発展があると信じている。

—最後に、診断協会京都支部への注文を聞かせて下さい。

診断のポイントは「人間愛」

小堀 企業診断の着眼点は10年位い前とは様変わりしている。現代のポイントは「人間愛」だ。人に対する思いやりがあるかどうか、経営者診断の中心である。それに、リーダーとしてふさわしい倫理をそなえているかどうかも重要な診断要素と思う。豊かな時代に求められている経営倫理の確立に役立つ診断をお願いしたい。

ひとこと 今号からインタビューを始める。トップの考えを聞くと同時に、診断協会京都支部をPRするのが狙いだ。一番バッテリーは小堀商工部長。前例を踏襲し、冒険を好まないお役人の世界の中で、ともすればワクからはみ出そうとするのがこの人の言動。もっとも、このインタビューは意識過剰で紋切り型の話に終わったのが残念。軽いロック音楽など聞きながら古典をひもとくのが趣味というお人である。(船越)



一人会社

中小企業診断士 村上 泰三

はじめに

平成3年4月1日から施行の改正商法は、随分もり沢山で、限られた紙面では到底書き切れるものではありません。そのうち、私達中小企業診断士にとって最も関心の大きい点は、

- 1 設立手続の合理化が計られ、特に発起人、社員の数が一人でもよいとされ、発起設立の際の検査役選任（裁判所手続）がなくなったこと。
- 2 最低資本金制度が導入され、株式会社は1000万円、有限会社は300万円以上となったこと。

およびこの制度に伴い、最低資本金に満たない既存会社の5年間の猶予期間並びにその対応

その他種々あろうかと思はれますが、最低資本金制度については会員諸兄も周知のことであり、ここでは実務家として司法書士の立場から、一人会社について述べてみたいと思います。

一人会社

株式会社は株主が一人となった場合、会社の解散事由となるかどうかについては、解散事由とはならないと云はれてきました。その理由は、株式会社は社团である以上、当然複数人の集りと考えられますが、いったん会社が成立した後は、たとえ株主が一人となっても、それは将来複数人となる可能性を否定するものではないと云うことにある様です。ただ、有限会社は有限会社法第69条第1項第5号で、社員が一人となったことを会社の解散事由に掲げていました。

今回、商法改正によって設立当初から発起

人の数が一人でも認められることとなりました。商法第165条「株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ発起人アルコトを要ス」とあるのが、改正法では、同条「株式会社ヲ設立スルニハ発起人定款ヲ作ルコトヲ要ス」として発起人七人以上ということがなくなりました。

また、有限会社法でも、先程の「社員一人ト為リタルコト」という解散事由が削除されました。

実務では、従来から子会社の設立がよく行われています。かなり以前のことで、某税理士から親会社の100%出資子会社の設立を頼まれたことがあります。勉強ぎらいの私は、「発起人七人以上が必要ですから、親会社一人では株式会社の設立はできません。」と云ってお断りしたことがありました。その税理士さんは笑いながら教えてくれました。「貴方は、司法書士として今までに何度か会社をつくりたいと云うことで相談を受けたことがあるでしょう。貴方は、誰でもよいから印鑑証明のあがる人七人をそろえて下さいと云ったことがあるはずですよ。会社といえども、個人と変りはないですよ」。

法人税法第51条は、特定現物出資について圧縮記帳を認めています。基本通達10-7-1で100%出資子会社の事後設立で、資産について子会社への簿価譲渡を認めています。

事後設立とは、会社成立後2年以内に、会社成立以前から存在する営業用財産を、資本の20分の1以上の対価で取得し、続いて使用するものです。この事後設立は、子会社設立のとき親会社が現物出資をすると裁判所の検査役選任手続が必要なので、その費用、日数などが敬遠され、設立時をさげ、会社成立後の処理として安易に利用されてきた様です。

(8) 診断京都

もちろん、この事後設立も今回の商法改正によって、設立時の現物出資と同じく原則として検査役の調査を受けることとなりました。

大蔵省のお偉方がこんなことをおっしゃることはないと思いますが、「出資比率100%の子会社というのは、親会社が子会社の資本金全額を出せばよいのです。私共は実質に着目するものであり、商法の規定など関知しないところであります。要はダミーでも良いじゃありませんか。名義を借りて形だけは七人以上そろえて下されば……」

本論に戻って、一人会社が認められるとなると、今後会社の設立は“一人で発起設立”と云うケースが断然多くなってくると思います。以下その具体的な問題点に触れてみましょう。

イ 発起設立

従来株式会社を設立するには、発起人だけで設立する発起設立と、発起人のほかに株式引受人をつのる募集設立があることはよくご存知のことと思います。発起設立は裁判所手続を要したので、募集設立が一般に親しまれて来ました。私など三十数年司法書士をやっておりますが、まだ一度も経験させてもらったことがありません。

募集設立は、設立に際して株式の払込を、銀行又は信託会社（信用金庫を含む）においてしなければならないことになっています。

発起設立は、株式払込の規制はありませんが、払込が正しく行はれたかどうかを調べるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならぬこととされておりました。今回の改正で募集設立と同じく、銀行などに払込をす

ることとなり、その代り裁判所の手続が不要となりました。裁判所手続不要ということで大いに歓迎され、発起設立が定着することになると思います。

ロ 株主総会

従前、一人会社となった株式会社もありました。商法改正を契機に、個人企業の法人成り、会社の分社化により、一人会社が増加します。

総会については、一人会社となっても商法は何等改正がありません。しかし実務としては戸惑いを生ずることがあるかも知れません。私もまだ改正後の実務を知りません。経験のないことをいうのははばかられますが、次の様に考えています。

総会は複数人による会議体であるからと云って、一人会社の総会はナンセンスということにはならないと思います。

a 議事録は、総会における議事の経過の要領及其の結果を記載し、議長並びに出席取締役が署名し、かつ開示するものだからです。

ちなみに、役員変更をはじめ、商業登記の申請は、一人会社といえども議事録の添付を必要としています。

b 総会は、委任者たる株主に対し、受任者たる取締役が営業の報告をし、決算書を提出し、株主が利益処分を決定するものであり、株主一人だけのものではないということ。

有限会社で、取締役兼社員一人の場合は、社員総会議事録に代えて、決定書としても支障がないのではないかと考えます。

略 歴

昭和27年3月	同志社大学経済学部卒
〃 30年1月	司法書士
〃 34年4月	中小企業診断士（商業部門）

会員の頁

謹 迎 新 年

1991 年 新春

中小企業診断士

(社) 中小企業診断協会京都支部有志

<p>植 木 晃 吉 京都市左京区上高野大明神町16 TEL 711-1674 〒 606</p>	<p>品 川 弥 太 男 京都市左京区一乗寺松原町101 TEL 721-4078 〒 606</p>	<p>堀 村 清 蔵 京都市下京区西洞院通七条上る TEL 361-4455(代) 〒 600</p>
<p>奥 平 恒 巳 京都市西京区大枝西新林町6-15-3 TEL 331-1204 〒610-11</p>	<p>高 木 健 次 京都市北区大將軍西町80 TEL 463-8877 〒 603</p>	<p>松 田 幸 之 助 京都市下京区中堂寺前田町29-1 パインコート五条201号 TEL 341-5233 〒 600</p>
<p>片 岡 憲 男 京都市中京区丸太町通衣棚西入 玉植町222 TEL 256-1880(代) 〒 604</p>	<p>玉 垣 勲 京都市西京区川島尻堀町31-6 TEL 391-5963 〒 615</p>	<p>村 上 薫 長岡京市神足神田8-20 TEL 075-955-0609 〒 617</p>
<p>木 津 要 三 京都府八幡市西山足立9-5 TEL 983-3271 〒614</p>	<p>常 松 明 大阪府高槻市安満中の町8-7 TEL (0726)82-7779 〒 569</p>	<p>村 上 泰 三 京都市下京区大宮松原下る TEL 801-4591 〒 600</p>
<p>黒 川 倉 市 京都市中京区丸太町通東洞院東入 る藤原ビル TEL 211-6010 〒 604</p>	<p>中 窪 嘉 邦 京都市右京区御室小松野町31の 3 TEL 462-7497 〒 616</p>	<p>森 川 八 十 一 京都市北区紫野中十二坊町28-2 TEL 463-6972 〒 603</p>
<p>黒 崎 徳 之 助 京都市上京区浄福寺通下立売下る 中務町490 TEL 801-0501(代) 〒 602</p>	<p>中 野 善 蔵 京都市上京区西日暮通丸太町下 る四丁目802 TEL 811-2750・8732 〒 602</p>	<p>山 口 敏 雄 京都市左京区吉田近衛町26の62 TEL 761-1514 〒 606</p>
<p>塩 内 長 俊 滋賀県大津市清和町24-1 TEL(0775)72-4322 〒 520-02</p>	<p>浜 本 勝 一 郎 舞鶴市行永東町10-3 TEL 0773-62-4365 〒 625</p>	<p>安 田 徹 京都市上京区中立売油小路西入東 橋詰町72-1 TEL 432-2208 〒 602</p>
<p>杉 谷 博 京都市右京区太秦御領田町19-12 TEL 864-2970 〒 616</p>	<p>船 越 昇 京都府相楽郡精華町祝園1丁目5- 12 TEL 07749-4-3695 〒 619-02</p>	<p>和 田 忠 儀 京都市下京区河原町通六条下ル本 塩竈町590 和田ビル TEL 351-7127 〒 600</p>

(アイウエオ順)

企業の頁

選ばれたコーヒー豆
力強い“看板”です



小川珈琲株式会社

京都市右京区西京極北庄境町20番地
電話 (075) 313-7333(代)

滋賀営業所 滋賀県野洲郡野洲町三上神守田498
電話 (07758) 8-1147(代)

京のアメ横・秋葉原



営業品目 時計・貴金属・喫煙具・万年筆・
舶来雑貨・ゴルフ用品・電化製品

本店/二条通河原町西 ☎ 211-3408代

支店/百万辺電停東 ☎ 781-4608

支店/京都駅前近鉄百貨店内

グランマルシェ 2 F

和装・洋装のブライダルコスチュームをはじめ 魅惑的なゲスト・フォーマルの衣裳を豊富に
取揃えてお待ちしております。



Tokyo・Kyoto・Osaka

京都 ■京都市下京区五条通河原町西 TEL075(351)7722(代) 〒600

大阪 ■大阪市北区天神橋3丁目11-16 TEL.06(351)7777(代) 〒530

東京 ■東京都港区南青山3-1-28 TEL.03(402)2772(代) 〒107

東京都中央区銀座6-9-5 ギンザ・コマツ4F TEL.03(564)2277(代) 〒104

カジュアルあんどショップ TOSHŌCIN



都松庵

京都市中京区堀川三条下ル TEL(075)811-9288(代)
FAX(075)801-1658

あとがき

明けましておめでとうございます。91年も
多事多難な1年になりそうですが、先生方
のご健闘を祈ります。今号からインタビューを始めました。
トップの考えを知るのもさることながら、診断協会京都支部
の存在を印象づけることを狙っています。(船越)

診断京都

No. 45

1991年1月発行

社団法人 中小企業診断協会 京都支部
京都市上京区浄福寺通下立売下

TEL 075-801-0501

FAX 075-841-2560

印刷所 真美印刷

TEL (075)821-2136